

計 画 年 度  
令和3年度～令和12年度

# 滋賀県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書

令和4年3月

滋賀県

## 目次

### 獣医療をめぐる情勢と獣医療の提供に関する基本方針

#### 第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

- 1) 診療施設および主要な診療機器等の整備の現状
- 2) 診療施設の整備に関する目標

#### 第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

- 1) 地域区分
- 2) 家畜の飼養頭羽数

#### 第3 獣医師の確保に関する目標

- 1) 獣医師の確保目標
- 2) 獣医師の確保対策

#### 第4 相互の機能および業務の連携を行う施設の内容およびその方針

- 1) 組織的な家畜防疫体制の確立
- 2) 診療施設・診療機器の効率的利用
- 3) 獣医療提供システムの整備
- 4) 衛生検査機関との業務連携
- 5) 研究機関との連携推進

#### 第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

- 1) 産業動物および公務員分野
- 2) 小動物分野
- 3) 生涯教育

#### 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

- 1) 行政分野における獣医療提供体制の整備
- 2) 飼育者の衛生知識の啓発・普及等
- 3) 広報活動の充実
- 4) 診療施設の整備

## 獣医療をめぐる情勢と獣医療の提供に関する基本方針

本県の獣医療は、産業動物および犬・猫等一般家庭において飼育される動物（以下、「小動物」という。）の診療や衛生指導等を通じた動物の保健衛生の向上、野生鳥獣の保護、公衆衛生の向上、さらには「近江牛」の生産振興をはじめとする畜産業の発展に大きく貢献をしてきましたが、近年の獣医療をとりまく状況には、著しい変化がみられています。

産業動物分野においては、1戸あたりの飼養規模の拡大が進む一方で、国内の畜産業に甚大な被害を及ぼす高病原性鳥インフルエンザや豚熱が国内外で発生しており、本県においても、令和2年12月に高病原性鳥インフルエンザが、令和3年10月には豚熱が発生し、防疫体制強化の重要性を再認識するとともに、家畜伝染病の発生予防およびまん延防止に対応する獣医師の養成、確保対策の推進が喫緊の課題となっています。

また、近隣諸国においては、アフリカ豚熱や口蹄疫が継続発生しており、国内への侵入リスクが高まっていることから、大規模な家畜伝染病の発生に備えた事前対応型の危機管理体制の確立や飼養衛生管理の向上等、安全な畜産物の安定供給のための獣医療提供体制の整備が求められています。

小動物分野においては、動物の愛護や適正な飼育に関する意識の向上に伴い、飼育者の求める獣医療の内容は多様化・高度化しており、信頼のある獣医療を提供するための獣医師の養成が求められています。

また、人や物の移動の拡大等グローバル化の進展等に伴う新興・再興感染症の侵入・発生リスク増大に対しては、「One Health」の考え方に基づいた、感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生のニーズに対応した取り組みを推進していく必要があります。

そうした中、近年、産業動物分野へ就業を希望する獣医系大学の学生が減少しており、本県においても、産業動物獣医師および公務員獣医師の確保が課題となっています。

このような状況下において、畜産業の健全な発展、動物の保健衛生および食の安全性向上に寄与し、社会的ニーズに応えるため、以下の点を基本的な考え方とし、獣医療法（平成4年法律第46号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、「滋賀県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書」を策定します。

- (1) 安心・安全な畜産物の安定供給に必要な獣医療提供体制づくりのため、産業動物獣医師および公務員獣医師の計画的な確保を図るとともに、大規模な家畜伝染病の発生に対する事前対応型の危機管理体制を構築します。
- (2) 飼養者のニーズに対応した獣医療の提供を図るとともに、アニマルウェルフェア、人獣共通感染症等の動物の保健衛生指導の充実を促進します。
- (3) 公務員獣医師と民間獣医師の組織的な連携や、電子カルテ等情報通信技術を活用した迅速な情報共有および効率的な業務連携を促進し、獣医療提供体制に係る相互の機能および連携強化を図ります。
- (4) 獣医療技術の向上および獣医師の育成を図るため、診療技術および飼養衛生管理等の技術指導力の習得を推進します。

## 第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

### 1) 診療施設および主要な診療機器等の整備の現状

#### (1) 診療施設の開設状況

産業動物分野における診療施設数は県内に41か所あり、各地域の開設主体別の診療施設数は次のとおりです。

表1 開設主体別の産業動物分野における診療施設数 (単位：か所)

地域	診療施設数	開設主体				
		県	農業協同組合	農業共済組合	法人	個人
県全体	41	4	1	2	15	19
大津・南部地域	19	1			12	6
甲賀地域	6				2	4
東近江地域	11	2	1	1	1	6
湖東地域	1					1
湖北地域	1					1
高島地域	3	1		1		1

(令和3年3月現在)

#### (2) 診療施設および診療機器等の整備状況

産業動物診療施設の開設主体別診療機器等の整備状況は次のとおりです。

表2 産業動物診療施設開設主体別の診療機器等の整備状況 (単位：か所)

開設主体	施設の整備状況			機器の整備状況							
	検査室	手術室	解剖室	血液生化学分析装置	超音波診断装置	エックス線装置	自動血球計算機	酵素抗体測定装置	サーマルサイクラー	リアルタイムPCR	蛍光顕微鏡
県	3		1	1	1		1	2	1	1	1
農業共済組合	2			2	2		2				
法人	1	3	1	3	3	9	5				
個人		5		3	4	8	2				

(令和3年3月現在)

## 2) 診療施設の整備に関する目標

家畜伝染病の診断に係る病性鑑定は、主に県内1か所の家畜保健衛生所で実施しています。家畜(牛)の診療業務については、滋賀県農業共済組合（以下、「農業共済組合」という。）所管の2か所の家畜診療所および個人開設施設にて実施しています。基幹的診療施設である農業共済組合の家畜診療所を始めとした各々の診療施設の機能が十分発揮され、診療の高度化・効率化が図られるよう診療施設の整備を推進します。

### (1) 家畜保健衛生所

家畜伝染病の発生予防および迅速診断のため、病性鑑定機能およびサーベイランス機能を強化するための必要な機器を計画的に整備します。整備された機器を活用して得られたデータは、産業動物の診療のために、積極的に提供を行います。

また、迅速診断技術の開発等に伴う新たな機器の整備のため、検査機器を計画的に更新するとともに、家畜保健衛生所法施行規則（昭和25年法律第12号。）に基づく外部精度管理を実施し、検査の信頼性を確保します。

さらには、特定家畜伝染病の県内発生により、防疫措置が必要な場合に備え、初動防疫対応に必要な資機材の備蓄等を計画的に行います。

### (2) 農業共済組合

県の基幹的診療施設であることから、各地域の家畜の飼養頭数や家畜疾病の発生状況等を踏まえ、必要な機器等を整備するとともに、産業動物の獣医療に関わる機関がそれぞれ整備している診療施設・機器の相互利用を促進しつつ、診療の効率化を図るために必要な診療機器および電子カルテを含む情報通信機器等の整備を促進します。

診療施設等の整備にあたっては、法第15条の規定に基づき長期低利の融資制度の活用等を図ります。

### (3) 個人開設施設

家畜保健衛生所や農業共済組合等の獣医療関連施設と連携し、診療機器などの活用が図られるよう支援するとともに、民間機関の検査利用の活用等を促進します。

## 第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

### 1) 地域区分

本県における整備の必要な地域は県下全域とします。獣医療を提供する体制整備を検討するための地域区分は、現在の家畜保健衛生所の所管区分（本所、北西部支所）とし、検討に当たっては農業共済組合の診療所が所管する地域を考慮します。

表3 家畜保健衛生所の所管区分

	地域	市町
本所 (所在地：近江八幡市)	大津・南部地域	草津市、守山市、栗東市、野洲市
	甲賀地域	甲賀市、湖南市
	東近江地域	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
	湖東地域	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
	湖北地域	米原市
北西部支所 (所在地：高島市)	大津・南部地域	大津市
	湖北地域	長浜市
	高島地域	高島市

表4 農業共済組合の診療所が所管する地域

	市町
家畜診療所東部 (所在地：東近江市)	草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
家畜診療所西部 (所在地：高島市)	大津市、長浜市、米原市、高島市

### 2) 家畜の飼養頭羽数

牛および豚は東近江地域および高島地域を中心に飼養されており、養鶏は東近江地域および甲賀地域を中心に営まれています。

県内の各地域における家畜の飼養頭羽数は次のとおりです。

表5 本県における家畜の飼養頭羽数

	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	馬
県全体	2,794	20,634	3,550	324,970	3,699
大津・南部地域	2	116	11	20,140	2,465
甲賀地域	719	1,187		54,383	1,037
東近江地域	1,422	15,288	3,439	192,357	168
湖東地域	166	218		13,200	
湖北地域	15	72		24,320	24
高島地域	470	3,753	100	20,570	5

(令和3年2月1日現在)

**【参考】**

「滋賀県酪農および肉用牛生産近代化計画書」(令和3年10月改定)における令和12年度の乳用牛および肉用牛の目標飼養頭数は、乳用牛3,000頭、肉用牛24,160頭。



### 第3 獣医師の確保に関する目標

#### 1) 獣医師の確保目標

産業動物獣医師については、農業共済組合は、肉用牛生産農家における繁殖肥育一貫経営の増加等に伴い業務量が増大していることから、開業獣医師の業務継続状況を踏まえた上で、働き方改革に考慮した診療体制の整備を図る必要があります。そのため、産業動物獣医師の確保目標は、令和3年4月現在の17名から、令和12年度には18名とします。

公務員獣医師については、1戸あたりの飼養規模の拡大に伴う高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時の防疫対応にあたる家畜防疫員(\*1)の不足に加え、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。）改正に伴い、平常時からの飼養衛生管理基準の遵守指導や危機管理体制の整備等の業務量が著しく増大かつ高度化しています。

また、公衆衛生分野においても、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。）の改正に伴い、動物取扱業者への指導業務が増大するとともに、多頭飼育者支援のための地域福祉連携業務、致死処分の削減に向けた地域猫活動推進のための地域支援業務などの業務量が増加しています。

一方で、産業動物分野および公務員分野へ就業を希望する学生が少なく、今後、獣医師の不足も危惧されることから、関係者と一体となった計画的な獣医師確保に向けた取り組みを推進し、必要な人員を確保します。

就業環境に関しては、育児休業制度や特別休暇制度等多様な働き方の推進により労働環境の改善は図られているものの、現実的には代替獣医師の確保が困難な場合も多く、他職員の業務量増加への配慮などにより、十分に制度を活用できない事例も生じています。特に、40歳以下の獣医師のうち、女性の占める割合が約半数である状況を踏まえると、安定した獣医療提供体制確保に向け、今後、出産・育児休業を考慮した計画的な確保が望まれます。

これらの状況を踏まえ、獣医療を提供する体制の整備を推進するにあたり、産業動物獣医師および公務員獣医師を計画的に確保します。

## \*1 家畜防疫員

家畜伝染病予防法第53条に基づき、都道府県知事が当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から任命する。都道府県知事は、獣医師を職員として採用することにより、必要となる家畜防疫員を確保するよう努めなければならないとされている。

本県においては、令和3年4月現在、農政水産分野47名、公衆衛生分野27名の獣医師職が家畜防疫員として任命されている。

## 2) 獣医師の確保対策

### (1) 獣医師確保に向けた取組

臨床実習等を活用した職場体験について、農業共済組合、家畜保健衛生所等において積極的に受け入れることで、産業動物の診療や家畜衛生を担う行政の意義および魅力を知る機会を確保し、産業動物獣医師および公務員獣医師の計画的な確保を図ります。

産業動物分野および公務員分野への就業を誘導するため、獣医系大学における就職説明会等への参画に加え、公益社団法人滋賀県獣医師会（以下、「獣医師会」という。）等と連携し、小中学生や高校生等に対する獣医師の職業紹介の機会確保を図るとともに、獣医系学生に対して、国の産業動物獣医師修学資金(\*2)の活用を促進します。

### (2) 労働環境の改善

産業動物分野および公務員分野において、女性獣医師の占める割合が今後も高くなることが想定されることから、女性獣医師が継続的に就業できる環境整備の推進に加え、男性・女性獣医師ともに、育児休業を取得しやすく、また育児休業を取得した獣医師が復職しやすい職場環境の整備を図ります。

家畜の飼養頭数については、「滋賀県酪農および肉用牛生産近代化計画」（令和3年10月改定）において乳用牛は約11%、肉用牛は約19%の増加を見込んでいます。中でも、繁殖雌牛については、約62%の増加を見込んでいることから、産業動物分野の獣医師については開業獣医師の業務継続状況を踏まえたうえで、働き方改革に考慮した診療体制の整備を図ります。

また、家畜伝染病の発生予防およびまん延防止に係る業務量の増加ならびに高度化により現行体制での業務継続が困難となることも危惧されることから、安定した獣医療の提供を行うため、退職者に見合った獣医師の確保に加え、業務の質・量に応じた獣医師の増員を行います。

### (3) 関係機関との連携による支援体制

離職者等潜在的な人材を活用するため、獣医師会と連携し、就業意思のある人材確保を積極的に行うとともに、復職支援のため家畜保健衛生所や関係機関との連携のもと、産業動物の診療等に必要な技術の習得の機会を提供します。

また、口蹄疫等の特定家畜伝染病発生時のまん延防止に係る防疫対応や緊急ワクチン接種に備え、獣医師会および農業共済組合と連携し、家畜防疫に関する協定締結等組織的な防疫体制の整備を行います。

#### \*2 国の産業動物獣医師修学資金

地方公共団体、農業共済組合等に勤務し、産業動物獣医師を希望する獣医学生に修学資金を貸与する制度。修学資金の貸与額は、国公立大学は月額10万円以内、私立大学は月額18万円以内。獣医師免許取得後に産業動物獣医師として一定期間従事することで返還が免除。

## 第4 相互の機能および業務の連携を行う施設の内容およびその方針

### 1) 組織的な家畜防疫体制の確立

#### (1) 家畜伝染病および新疾病に対するサーベイランス体制の強化

家畜保健衛生所を県の防疫拠点として位置づけ、家畜伝染病の発生予防や慢性疾病低減対策を図るため、農業共済組合等産業動物診療施設との連携のもと、家畜伝染病および新疾病に対するサーベイランス体制を強化するとともに、病性鑑定結果に基づく衛生対策や飼養衛生管理指導を実施します。

#### (2) 飼養衛生管理指導等計画に基づく飼養衛生管理基準の遵守指導等

「滋賀県飼養衛生管理指導等計画」（令和3年4月策定）に基づき、飼養衛生管理基準の遵守指導を継続するとともに、産業動物診療施設および畜産関係団体等に飼養衛生管理基準の遵守状況を共有するなど、関係機関および関係団体との連携を強化します。

#### (3) 公務員獣医師および民間獣医師の連携

口蹄疫等大規模な家畜伝染病発生時に備え、公衆衛生分野の獣医師との連携に加え、農業共済組合および獣医師会と家畜防疫に関する協定締結等により組織的な家畜防疫体制を構築するとともに、家畜保健衛生所と民間獣医師等との連携を強化するため、家畜防疫に関する研修会や防疫演習等を開催します。

### 2) 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進する上では、診療施設・診療機器の高度化を図ることは重要です。そのため、使用頻度の低い高度な診療機器等については、経済的な側面から、産業動物の獣医療に関わる機関がそれぞれ整備している診療施設・診療機器の相互利用を促進し、機能分担・業務連携の強化を図ります。

### 3) 獣医療情報提供システムの整備

診療施設の相互の機能が円滑に発揮されるよう、産業動物の獣医療に関わる機関や団体に対し、研修会等を通じた情報共有を図るとともに、臨床データや抗体検査、遺伝子検査等の衛生検査結果や、食肉衛生検査結果等の情報を診療および保健衛生指導に活用するための仕組みを構築します。

#### 4) 衛生検査機関との業務連携

畜産経営における規模拡大や集約化が進展し、今後の獣医療は、個体を中心とした診療技術から、農場単位や群単位での集団管理衛生技術の重要性が益々高まります。集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術を必要とすることから、特殊な機器や施設を必要とする技術については、家畜保健衛生所と産業動物診療施設の相互連携に加え、民間検査機関も活用した業務の連携を促進します。

#### 5) 研究機関との連携促進

家畜伝染病や生産現場における各種疾病の診断技術の習得や新たな社会的ニーズに対応した獣医療に係る研究・技術開発のため、大学や研究機関との共同研究等の連携を促進します。

## 第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

### 1) 産業動物分野および公務員分野

集団管理衛生技術や高度診療機器による診断・治療技術等の習得を目的とした技術研修や獣医師の組織する団体等が開催する学会等への参加促進を図ります。

また、家畜衛生、公衆衛生、動物福祉等の行政として必要な知識・技術の習得に加え、家畜の飼養者とのコミュニケーション能力の向上、衛生指導および技術指導能力の向上を図るため、国等が実施する研修会等の積極的な参加促進を図るとともに、県が独自に実施する研修会を充実させ、人材育成を推進します。

公務員分野の新規獣医師については、家畜衛生分野や公衆衛生分野の行政に携わっていく上で必要な法律や基本的知識、病性鑑定技術等を習得できるよう獣医師の養成が図られる環境を確保します。

さらに、家畜伝染病発生時の防疫措置の円滑な実施のため、農政水産分野以外の公務員獣医師との連携の強化を図るとともに、産業動物獣医師等も対象とした研修会や演習を開催し、意識の向上と技術の向上を図ります。

### 2) 小動物分野

獣医師会と連携し、新規獣医師に対し、実践的な診療技術の習得、適切なインフォームドコンセントの実施等飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令等を習得する機会の確保を図るとともに、獣医師会等が開催する研修会、講習会等への参加を促進し、専門性の高い獣医療技術および最新の効率的な診断・治療技術の習得を図る機会の確保を図ります。

また、愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。）を適切に運用されるよう、獣医師会等が中心となり、県と連携をとりながら周知を図るとともに、獣医師と愛玩動物看護師の適切な役割分担と連携を通じたチーム獣医療提供体制の充実を図ります。

### 3) 生涯教育

臨床獣医師が、最新の獣医療技術および海外悪性伝染病、新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時適切に習得するため、獣医師会等が開催する研修会等への参加を促進するとともに、必要な情報の発信に努めます。また、情報通信機器等を活用することで、離職・休職中の獣医師等の参加を支援します。

## 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

### 1) 行政分野における獣医療提供体制の整備

産業動物臨床や家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護管理行政、小動物獣医療など、獣医療に関する行政分野における相談窓口を明確化するとともに、診療施設への立ち入り等により適切な獣医療体制の整備に努めます。

### 2) 飼育者への衛生知識の啓発・普及等

家畜の飼養者に対して、研修会への参加や家畜衛生情報の発信を通じて、家畜衛生や食品の安全性向上、生産性向上等に関する知識・技術の啓発・普及に努めます。

また、小動物の飼育者に対して、適切な飼育管理を図るため、衛生知識の啓発・普及等に努めるとともに、獣医師会と連携してアニマルウェルフェアや人獣共通感染症予防に関する情報提供や普及啓発活動を促進します。

### 3) 広報活動の充実

獣医師会を情報拠点とし、夜間・休日に診療を提供する診療施設、専門性の高い診療技術を提供する二次診療施設に関して、ホームページやSNS等を活用した広報活動の充実を図ります。

### 4) 診療施設の整備

本計画に基づき、診療施設の整備を推進する場合には、法第15条の規定に基づき、長期低利の融資制度等の活用を図ります。

小動物分野においては、専門的かつ高度な獣医療の提供が求められていることから、必要な検査機器等の整備と併せ、民間検査機関の利活用を図ります。